

# 宮津市公報

平成23年8月1日  
宮津市字柳縄手  
345番地の1  
宮津市企画総務室発行

## 目次

### 告 示

109 宮津市農業委員会総会の招集	1
110 宮津市議会臨時会の招集	1
111 平成22年度補正予算の要領	1
112 平成22年度補正予算の要領	5
113 平成22年度補正予算の要領	8
114 平成22年度補正予算の要領	9
115 平成22年度補正予算の要領	10
116 平成22年度補正予算の要領	16
117 平成22年度補正予算の要領	17
118 平成23年度予算の要領	22
119 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託の解除	32
120 大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託の解除	32

### 公 告

22 市有土地売却の一般競争入札	32
23 市有土地・建物売却の一般競争入札	34

### 教 育 委 員 会

#### 《 告 示 》

8 重要文化財旧三上家住宅の利用料金変更の承認	37
9 宮津市教育委員会定例会の招集	38

#### 《 訓 令 》

2 宮津市学校子ども・地域安全見守り隊感謝状贈呈要綱	38
----------------------------	----

### 選 挙 管 理 委 員 会

#### 《 告 示 》

31 宮津市農業委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき定数	39
32 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	39
33 宮津市農業委員会委員一般選挙において用いる投票用紙の様式	39
34 宮津市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所	40
35 宮津市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所	41
36 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所	41
37 宮津市農業委員会委員一般選挙において当選した者の住所及び氏名	41

#### 《 宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示 》

1 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所	42
2 宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所	42
3 宮津市農業委員会委員一般選挙の候補者の届出	42
4 宮津市農業委員会委員一般選挙の投票を行わない旨	43

告 示

宮津市告示第109号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成23年7月19日

宮津市長 井上正嗣

- 1 日 時 平成23年7月29日（金）午前9時30分
- 2 場 所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議 題
  - (1) 会長の互選について
  - (2) 会長職務代理者の互選について
  - (3) 役員会の役員選出について
  - (4) 議席の指定について

\* \* \*

宮津市告示第110号

平成23年第3回宮津市議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年7月25日

宮津市長 井上正嗣

- 1 期 日 平成23年8月1日
- 2 場 所 宮津市議会議事堂
- 3 付議事件
  - (1) 宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

\* \* \*

宮津市告示第111号

平成22年9月宮津市議会定例会において議決された平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

平成22年度宮津市一般会計補正予算（第1号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税	3,240,000	293,405	3,533,405
1 地方交付税	3,240,000	293,405	3,533,405
12 分担金及び負担金	118,435	1,200	119,635
1 分担金	1,215	1,200	2,415
14 国庫支出金	863,747	84,499	948,246
1 国庫負担金	760,942	265	761,207
2 国庫補助金	95,732	84,234	179,966
15 府支出金	729,830	111,268	841,098
1 府負担金	293,963	132	294,095
2 府補助金	362,601	110,636	473,237
3 委託金	73,266	500	73,766
16 財産収入	60,309	22	60,331
1 財産運用収入	25,027	22	25,049
17 寄附金	3,420	527	3,947
1 寄附金	3,420	527	3,947

18 繰入金	137,365	402,600	539,965
1 基金繰入金	136,740	402,100	538,840
2 財産区繰入金	625	500	1,125
20 諸収入	822,328	314,241	1,136,569
3 貸付金元利収入	591,381	182,500	773,881
4 雑入	229,647	94,991	324,638
5 受託事業収入	0	36,750	36,750
21 市債	592,643	78,720	671,363
1 市債	592,643	78,720	671,363
歳入合計	9,993,696	1,286,482	11,280,178

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 議会費	159,095	△10,897	148,198
1 議会費	159,095	△10,897	148,198
2 総務費	1,833,944	366,532	2,200,476
1 総務管理費	1,547,097	361,839	1,908,936
2 徴税費	119,545	△3,155	116,390
3 戸籍住民基本台帳費	56,330	7,454	63,784
4 選挙費	75,554	147	75,701
5 統計調査費	15,915	29	15,944
6 監査委員費	19,503	218	19,721
3 民生費	2,764,240	42,689	2,806,929
1 社会福祉費	1,561,226	△3,719	1,557,507
2 児童福祉費	918,515	33,533	952,048
3 生活保護費	283,909	12,875	296,784
4 衛生費	972,856	19,461	992,317
1 保健衛生費	152,611	12,032	164,643
2 清掃費	784,002	7,429	791,431
5 労働費	142,024	57,613	199,637
1 労働諸費	142,024	57,613	199,637
6 農林水産業費	231,068	24,480	255,548
1 農業費	152,344	16,286	168,630
2 林業費	30,904	8,806	39,710
3 水産業費	47,820	△612	47,208
7 商工費	198,166	968	199,134
1 商工費	65,793	1,002	66,795
2 観光費	132,373	△34	132,339
8 土木費	876,756	210,546	1,087,302
1 土木管理費	43,767	9,991	53,758
2 道路橋りょう費	164,956	92,941	257,897
4 都市計画費	595,746	108,780	704,526
5 住宅費	52,124	△1,166	50,958
9 消防費	449,323	△2,498	446,825
1 消防費	449,323	△2,498	446,825

10 教育費	716,970	22,193	739,163
1 教育総務費	154,141	1,723	155,864
2 小学校費	247,073	△4,960	242,113
3 中学校費	88,145	7,693	95,838
4 幼稚園費	87,953	△627	87,326
5 社会教育費	117,312	17,216	134,528
6 保健体育費	22,346	1,148	23,494
11 公債費	1,631,217	555,395	2,186,612
1 公債費	1,631,217	555,395	2,186,612
歳出合計	9,993,696	1,286,482	11,280,178

2. 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新産業起こし推進事業	平成22年度から平成24年度まで	50,100

3 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
林道整備事業	5,500  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行  ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
公園整備事業	13,800 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
排水機場整備事業	1,600 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路整備事業  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	28,600	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都	70,500  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都

		銭以上とする。	直し後の利率	合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。		銭以上とする。	直し後の利率	合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
臨時財政対策	502,243 (ただし書同上)	同上	同上	同上	518,163 (ただし書同上)	同上	同上	同上

## 平成22年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金	3,229	1	3,230
1 支払基金交付金	3,229	1	3,230
2 国庫支出金	1,994	141	2,135
1 国庫負担金	1,994	141	2,135
5 繰越金	1	2,827	2,828
1 繰越金	1	2,827	2,828
歳入合計	6,226	2,969	9,195

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 諸支出金	1	2,969	2,970
1 償還金	1	2,969	2,970
歳出合計	6,226	2,969	9,195

## 平成22年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	528,256	△1,740	526,516
2 国庫補助金	178,402	△1,740	176,662
5 府支出金	301,735	△870	300,865
2 府補助金	7,784	△870	6,914
7 繰入金	314,876	△3,310	311,566
1 一般会計繰入金	310,158	△3,310	306,848
8 繰越金	5,000	22,605	27,605
1 繰越金	5,000	22,605	27,605
歳入合計	2,092,063	16,685	2,108,748

歳出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	55,185	△2,440	52,745
1	総務管理費	34,095	△2,440	31,655
3	地域支援事業費	42,189	△4,351	37,838
2	包括的支援事業・任意事業費	33,487	△4,351	29,136
6	諸支出金	402	13,122	13,524
2	償還金及び還付加算金	401	13,122	13,523
7	予備費	13,341	10,354	23,695
1	予備費	13,341	10,354	23,695
歳出合計		2,092,063	16,685	2,108,748

## 平成22年度宮津市上宮津財産区特別会計補正予算（第1号）

## 1 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	財産収入	821	422	1,243
1	財産運用収入	821	422	1,243
2	繰入金	218	689	907
1	基金繰入金	0	689	689
3	繰越金	400	531	931
1	繰越金	400	531	931
4	諸収入	6,294	△689	5,605
2	受託事業収入	5,342	△689	4,653
歳入合計		7,733	953	8,686

歳出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1	総務費	1,985	922	2,907
1	総務管理費	1,985	922	2,907
2	造林事業費	5,579	0	5,579
1	造林事業費	5,579	0	5,579
3	予備費	169	31	200
1	予備費	169	31	200
歳出合計		7,733	953	8,686

\* \* \*

## 宮津市告示第112号

平成22年12月宮津市議会定例会において議決された平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

## 平成22年度宮津市一般会計補正予算（第2号）

## 1 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)		
----	--	---------	--	--

款 項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税	3,533,405	19,411	3,552,816
1 地方交付税	3,533,405	19,411	3,552,816
14 国庫支出金	948,246	19,564	967,810
1 国庫負担金	761,207	9,047	770,254
2 国庫補助金	179,966	10,517	190,483
15 府支出金	841,098	34,290	875,388
1 府負担金	294,095	3,708	297,803
2 府補助金	473,237	28,352	501,589
3 委託金	73,766	2,230	75,996
17 寄附金	3,947	50	3,997
1 寄附金	3,947	50	3,997
19 繰越金	1	1,731	1,732
1 繰越金	1	1,731	1,732
20 諸収入	1,136,569	1,000	1,137,569
4 雑入	324,638	1,000	325,638
歳入合計	11,280,178	76,046	11,356,224

## 歳 出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	148,198	△5,916	142,282
1 議会費	148,198	△5,916	142,282
2 総務費	2,200,476	9,266	2,209,742
1 総務管理費	1,908,936	22,558	1,931,494
2 徴税費	116,390	△877	115,513
3 戸籍住民基本台帳費	63,784	△692	63,092
4 選挙費	75,701	△11,451	64,250
5 統計調査費	15,944	△54	15,890
6 監査委員費	19,721	△218	19,503
3 民生費	2,806,929	33,192	2,840,121
1 社会福祉費	1,557,507	24,103	1,581,610
2 児童福祉費	952,048	9,460	961,508
3 生活保護費	296,784	△371	296,413
4 衛生費	992,317	10,510	1,002,827
1 保健衛生費	164,643	1,082	165,725
2 清掃費	791,431	9,428	800,859
6 農林水産業費	255,548	10,023	265,571
1 農業費	168,630	8,306	176,936
2 林業費	39,710	1,818	41,528
3 水産業費	47,208	△101	47,107
7 商工費	199,134	△816	198,318
1 商工費	66,795	△349	66,446
2 観光費	132,339	△467	131,872
8 土木費	1,087,302	24,012	1,111,314
1 土木管理費	53,758	370	54,128
2 道路橋りょう費	257,897	24,449	282,346

4 都市計画費	704,526	△463	704,063
5 住宅費	50,958	△344	50,614
9 消防費	446,825	△283	446,542
1 消防費	446,825	△283	446,542
10 教育費	739,163	△3,942	735,221
1 教育総務費	155,864	859	156,723
2 小学校費	242,113	△941	241,172
3 中学校費	95,838	△423	95,415
4 幼稚園費	87,326	△752	86,574
5 社会教育費	134,528	△2,535	131,993
6 保健体育費	23,494	△150	23,344
歳出合計	11,280,178	76,046	11,356,224

## 平成22年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	569,481	42,721	612,202
1 国庫負担金	404,547	39,814	444,361
2 国庫補助金	164,934	2,907	167,841
5 前期高齢者交付金	552,667	44,794	597,461
1 前期高齢者交付金	552,667	44,794	597,461
8 財産収入	3	187	190
1 財産運用収入	3	187	190
9 繰入金	191,099	24,802	215,901
1 他会計繰入金	102,099	5,802	107,901
2 基金繰入金	89,000	19,000	108,000
10 繰越金	20,000	△18,846	1,154
1 繰越金	20,000	△18,846	1,154
12 市債	0	110,000	110,000
1 広域化等支援基金貸付金	0	110,000	110,000
歳入合計	2,312,304	203,658	2,515,962

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	39,747	△5,510	34,237
1 総務管理費	36,388	△5,510	30,878
2 保険給付費	1,570,600	206,243	1,776,843
1 療養諸費	1,417,282	154,890	1,572,172
2 高額療養費	137,191	51,353	188,544
3 後期高齢者支援金等	266,354	436	266,790
1 後期高齢者支援金等	266,354	436	266,790
4 前期高齢者納付金等	483	△15	468
1 前期高齢者納付金等	483	△15	468



5 老人保健拠出金	5,454	△15	5,439
1 老人保健拠出金	5,454	△15	5,439
6 介護納付金	119,839	△432	119,407
1 介護納付金	119,839	△432	119,407
8 保健事業費	45,372	△44	45,328
1 特定健康診査等事業費	23,481	△47	23,434
2 保健事業費	21,891	3	21,894
10 諸支出金	1,633	3,364	4,997
1 償還金及び還付加算金	1,632	3,364	4,996
11 予備費	4,790	△369	4,421
1 予備費	4,790	△369	4,421
歳出合計	2,312,304	203,658	2,515,962

## 2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
広域化等支援 基金貸付金	110,000 ただし、発行価格 が額面を下まわると きは、その発行価格 差減額をうめるため 必要な金額をこれに 加算した額	証書借入又は 証券発行 ただし、証券発行 の方法による場合に おいては、発行価格 は額面金額100円に つき98円50銭以上と する。	6.0%以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の見 直しを行った後にお いては、当該見直し後 の利率	政府資金については、そ の融資条件により、銀行そ の他の場合には、その債権 者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期限 を短縮し、若しくは繰上償 還又は低利に借換えするこ とができる。

\* \* \*

宮津市告示第113号

平成22年12月宮津市議会定例会において議決された平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

平成22年度宮津市一般会計補正予算（第3号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,552,816	56,966	3,609,782
1 地方交付税	3,552,816	56,966	3,609,782
14 国庫支出金	967,810	74,233	1,042,043
2 国庫補助金	190,483	74,233	264,716
15 府支出金	875,388	7,088	882,476
2 府補助金	501,589	7,088	508,677
21 市債	671,363	36,600	707,963
1 市債	671,363	36,600	707,963
歳入合計	11,356,224	174,887	11,531,111

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,209,742	54,700	2,264,442
1 総務管理費	1,931,494	54,700	1,986,194

3 民生費	2,840,121	5,000	2,845,121
2 児童福祉費	961,508	5,000	966,508
4 衛生費	1,002,827	11,777	1,014,604
1 保健衛生費	165,725	11,777	177,502
7 商工費	198,318	1,500	199,818
2 観光費	131,872	1,500	133,372
8 土木費	1,111,314	92,500	1,203,814
2 道路橋りょう費	282,346	32,400	314,746
4 都市計画費	704,063	55,000	759,063
5 住宅費	50,614	5,100	55,714
10 教育費	735,221	9,410	744,631
2 小学校費	241,172	6,500	247,672
3 中学校費	95,415	1,110	96,525
5 社会教育費	131,993	1,800	133,793
歳出合計	11,356,224	174,887	11,531,111

## 2 地方債補正

## 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	36,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

\* \* \*

宮津市告示第114号

平成23年1月6日に専決処分を行った平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

平成22年度宮津市一般会計補正予算(第4号)

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,609,782	38,000	3,647,782
1 地方交付税	3,609,782	38,000	3,647,782
歳入合計	11,531,111	38,000	11,569,111

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
8 土木費	1,203,814	38,000	1,241,814
2 道路橋りょう費	314,746	38,000	352,746
歳出合計	11,531,111	38,000	11,569,111

\* \* \*

宮津市告示第115号

平成23年3月宮津市議会定例会において議決された平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

平成22年度宮津市一般会計補正予算（第5号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
9 地方特例交付金	35,000	3,119	38,119
1 地方特例交付金	35,000	3,119	38,119
10 地方交付税	3,647,782	15,033	3,662,815
1 地方交付税	3,647,782	15,033	3,662,815
14 国庫支出金	1,042,043	212,749	1,254,792
1 国庫負担金	770,254	7,753	778,007
2 国庫補助金	264,716	204,996	469,712
15 府支出金	882,476	24,905	907,381
1 府負担金	297,803	3,280	301,083
2 府補助金	508,677	21,625	530,302
16 財産収入	60,331	9	60,340
1 財産運用収入	25,049	9	25,058
17 寄附金	3,997	1,832	5,829
1 寄附金	3,997	1,832	5,829
18 繰入金	539,965	104,961	644,926
1 基金繰入金	538,840	104,950	643,790
3 特別会計繰入金	0	11	11
20 諸収入	1,137,569	15,651	1,153,220
4 雑入	325,638	15,651	341,289
21 市債	707,963	40,300	748,263
1 市債	707,963	40,300	748,263
歳入合計	11,569,111	418,559	11,987,670

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,264,442	246,201	2,510,643
1 総務管理費	1,986,194	246,201	2,232,395
3 民生費	2,845,121	180,355	3,025,476
1 社会福祉費	1,581,610	182,488	1,764,098
2 児童福祉費	966,508	△2,133	964,375
4 衛生費	1,014,604	△2,650	1,011,954
1 保健衛生費	177,502	△2,650	174,852
2 清掃費	800,859	0	800,859
5 労働費	199,637	△11,100	188,537
1 労働諸費	199,637	△11,100	188,537
6 農林水産業費	265,571	2,000	267,571
1 農業費	176,936	2,000	178,936
7 商工費	199,818	△8,500	191,318

1 商工費	66,446	△8,500	57,946
2 観光費	133,372	0	133,372
8 土木費	1,241,814	0	1,241,814
2 道路橋りょう費	352,746	0	352,746
9 消防費	446,542	3,419	449,961
1 消防費	446,542	3,419	449,961
10 教育費	744,631	11,350	755,981
1 教育総務費	156,723	150	156,873
2 小学校費	247,672	1,080	248,752
3 中学校費	96,525	△380	96,145
5 社会教育費	133,793	10,500	144,293
13 予備費	16,380	△2,516	13,864
1 予備費	16,380	△2,516	13,864
歳出合計	11,569,111	418,559	11,987,670

2 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	公共交通バリアフリー化支援事業	142,000
		ターミナルセンター省エネ・グリーン化推進事業	2,662
3 民生費	1 社会福祉費	障害者福祉施設整備事業	20,000
		地域介護・福祉空間施設整備事業	120,000
10 教育費	2 小学校費	小学校教育振興事業	1,080
	3 中学校費	中学校教育振興事業	620
	5 社会教育費	公民館整備事業	10,500

3 地方債補正

1 変更 (単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	36,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とす	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据	76,900 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とす	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据

		る。	率	置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。		る。	率	置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
--	--	----	---	---	--	----	---	---

## 平成22年度宮津市土地建物造成事業特別会計補正予算（第2号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	222,553	△86,550	136,003
1 土地建物造成事業収入	222,553	△86,550	136,003
2 国庫支出入金	8,100	△5,850	2,250
1 国庫補助金	8,100	△5,850	2,250
4 繰入金	0	9,732	9,732
1 一般会計繰入金	0	9,732	9,732
5 市債	0	73,500	73,500
1 市債	0	73,500	73,500
歳入合計	232,019	△9,168	222,851

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 事業費	20,391	△13,000	7,391
1 事業費	20,391	△13,000	7,391
3 公債費	114,858	0	114,858
1 公債費	114,858	0	114,858
4 予備費	794	3,832	4,626
1 予備費	794	3,832	4,626
歳出合計	232,019	△9,168	222,851

## 2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
宅地分譲事業	73,500	証書借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

## 平成22年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
9 繰入金	215,901	10,023	225,924
2 基金繰入金	108,000	10,023	118,023
12 市 債	110,000	69,000	179,000
1 広域化等支援基金貸付金	110,000	69,000	179,000
歳入合計	2,515,962	79,023	2,594,985

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	34,237	79,023	113,260
1 総務管理費	30,878	79,023	109,901
歳出合計	2,515,962	79,023	2,594,985

## 2 地方債補正

## 1 変 更

(単位：千円)

起債の 目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利 率	償還の 方法
広域化 等支援 基金貸 付金	110,000  ただし、 発行価格が 額面を下ま わるときは、 その発行価 格差減額を うめるため 必要な金額 をこれに加 算した額	証書借 入又は証 券発行 ただし、 証券発行の 方法による 場合におい ては、発行 価格は額面 金額100円に つき98円50 銭以上とす る。	6.0%以内  ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協定する ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。	179,000  ただし、 発行価格が 額面を下ま わるときは、 その発行価 格差減額を うめるため 必要な金額 をこれに加 算した額	証書借 入又は証 券発行 ただし、 証券発行の 方法による 場合におい ては、発行 価格は額面 金額100円に つき98円50 銭以上とす る。	6.0%以内  ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率	政府資金 については、 その融資条 件により、 銀行その他 の場合には、 その債権者 と協定する ものとする。 ただし、 市財政の都 合により据 置期間及び 償還期限を 短縮し、若 しくは繰上 償還又は低 利に借換え することが できる。

## 平成22年度宮津市老人保健医療特別会計補正予算（第2号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳 入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸収入	5	10	15

2 雑入	3	10	13
歳入合計	9,195	10	9,205

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費	6,225	△1	6,224
1 医療諸費	6,225	△1	6,224
2 諸支出金	2,970	11	2,981
2 一般会計繰出金	0	11	11
歳出合計	9,195	10	9,205

平成22年度宮津市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	65,753	2,040	67,793
1 一般会計繰入金	65,753	2,040	67,793
歳入合計	291,400	2,040	293,440

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	286,244	2,040	288,284
1 後期高齢者医療広域連合納付金	286,244	2,040	288,284
歳出合計	291,400	2,040	293,440

平成22年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号)

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	526,516	12,914	539,430
1 国庫負担金	349,854	8,811	358,665
2 国庫補助金	176,662	4,103	180,765
4 支払基金交付金	596,893	9,810	606,703
1 支払基金交付金	596,893	9,810	606,703
5 府支出金	300,865	5,710	306,575
1 府負担金	293,951	5,710	299,661
7 繰入金	311,566	6,000	317,566
1 一般会計繰入金	306,848	6,000	312,848
歳入合計	2,108,748	34,434	2,143,182

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費	1,980,944	48,000	2,028,944
1 介護サービス等諸費	1,732,900	42,326	1,775,226
2 介護予防サービス等諸費	106,344	5,674	112,018

7 予備費	23,695	△13,566	10,129
1 予備費	23,695	△13,566	10,129
歳出合計	2,108,748	34,434	2,143,182

## 平成22年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
9 市債	79,500	8,400	87,900
1 市債	79,500	8,400	87,900
歳入合計	247,829	8,400	256,229

## 歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 公債費	59,354	8,449	67,803
1 公債費	59,354	8,449	67,803
4 予備費	321	△49	272
1 予備費	321	△49	272
歳出合計	247,829	8,400	256,229

## 2 地方債補正

## 1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	8,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成22年度宮津市水道事業会計補正予算（第1号）

## 1 収益的収入及び支出の補正

## 収入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 水道事業収益	303,384	14,500	317,884
1 営業収益	293,279	15,500	308,779
2 営業外収益	10,103	△1,000	9,103

## 支出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 水道事業費用	307,976	4,500	312,476
2 営業外費用	52,817	4,500	57,317

## 2 資本的収入及び支出の補正



## 収入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 資本的収入	131,127	37,300	168,427
1 企業債	129,000	37,300	166,300

## 支出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 資本的支出	246,734	37,413	284,147
2 企業債償還金	76,462	37,413	113,875

## 3 企業債の補正

## 1 追加 (単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換	37,300 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

\* \* \*

宮津市告示第116号

平成23年3月宮津市議会定例会において議決された平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

平成22年度宮津市一般会計補正予算 (第6号)

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,662,815	206,085	3,868,900
1 地方交付税	3,662,815	206,085	3,868,900
歳入合計	11,987,670	206,085	12,193,755

## 歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,510,643	182,000	2,692,643
1 総務管理費	2,232,395	182,000	2,414,395
8 土木費	1,241,814	24,500	1,266,314
4 都市計画費	759,063	24,500	783,563
13 予備費	13,864	△415	13,449
1 予備費	13,864	△415	13,449
歳出合計	11,987,670	206,085	12,193,755

## 2 繰越明許費補正

## 1 追加 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	電算機整備事業	16,149
		新産業起こし推進事業	34,747
		市民協働事業	450
8 土木費	2 道路橋りょう費	生活道路等緊急整備事業	12,000
		道路新設改良事業	139,161
	4 都市計画費	公園改修事業	139,161
		自然公園整備事業	10,000
	5 住宅費	住宅耐震化促進事業	9,100
10 教育費	5 社会教育費	図書館管理運営事業	1,400

## 平成22年度宮津市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4	繰入金	524,974	24,500	549,474
1	一般会計繰入金	521,000	24,500	545,500
7	市債	854,400	△242,400	612,000
1	市債	854,400	△242,400	612,000
	歳入合計	1,847,722	△217,900	1,629,822

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2	事業費	815,149	△44,181	770,968
1	維持管理費	290,945	△44,181	246,764
4	繰上充用金	307,414	△173,499	133,915
1	繰上充用金	307,414	△173,499	133,915
5	予備費	364	△220	144
1	予備費	364	△220	144
	歳出合計	1,847,722	△217,900	1,629,822

## 2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
2	事業費	2 施設整備費	公共下水道施設整備事業	47,359

\* \* \*

宮津市告示第117号

平成23年3月31日に専決処分を行った平成22年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

## 平成22年度宮津市一般会計補正予算（第7号）

## 1 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
21	市債	748,263	0	748,263
1	市債	748,263	0	748,263

歳入合計	12,193,755	0	12,193,755
------	------------	---	------------

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費	1,011,954	0	1,011,954
2 清掃費	800,859	0	800,859
6 農林水産業費	267,571	0	267,571
2 林業費	41,528	0	41,528
3 水産業費	47,107	0	47,107
8 土木費	1,266,314	0	1,266,314
2 道路橋りょう費	352,746	0	352,746
3 河川費	20,163	0	20,163
4 都市計画費	783,563	0	783,563
歳出合計	12,193,755	0	12,193,755

## 2 地方債補正

### 1 廃止

(単位：千円)

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法	限度額	起債の 方法	利率	償還の 方法
林道整備事業	5,500  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証券借入又は証券発行  ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。  ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	—	—	—	—
森林整備事業	1,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	—	—	—	—
水産業基盤整備事業	8,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上	—	—	—	—

道路整備事業	70,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上	—	—	—	—
公園整備事業	13,800 (ただし書同上)	同上	同上	同上	—	—	—	—
排水機場整備事業	1,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上	—	—	—	—

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	15,800  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額00円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	17,100  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額00円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
河川整備事業	11,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上	3,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上
急傾斜地崩壊対策事業	4,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上	2,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上
過疎対策事業	76,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上	185,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公共土木施設	900 (ただし書同上)	同上	同上	同上	1,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上

災害復 旧事業								
------------	--	--	--	--	--	--	--	--

平成22年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
9 市 債	87,900	0	87,900
1 市 債	87,900	0	87,900
歳入合計	256,229	0	256,229

2 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	38,100  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行  ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額	78,500	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	38,100	証書借入又は証券発行 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

辺地対策事業	1,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上	3,300 (ただし書同上)	同上	同上	同上
--------	-------------------	----	----	----	-------------------	----	----	----

平成22年度宮津市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
7 市債	612,000	0	612,000
1 市債	612,000	0	612,000
歳入合計	1,629,822	0	1,629,822

2 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
過疎対策事業	161,200  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行  ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	430,500  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることが	298,000  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることが

				できる。				できる。
流域下 水道事 業	181,500 (ただし 書同上)	同上	同上	同上	152,800 (ただし 書同上)	同上	同上	同上

\* \* \*

宮津市告示第118号

平成23年3月宮津市議会定例会において議決された平成23年度予算の要領は、次のとおりである。

平成23年7月26日

宮津市長 井上正嗣

## 平成23年度宮津市一般会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 市 税	2,670,008	1 議会費	194,512
1 市民税	894,799	1 議会費	194,512
2 固定資産税	1,507,333	2 総務費	1,981,294
3 軽自動車税	46,032	1 総務管理費	1,750,195
4 市たばこ税	100,000	2 徴税費	118,146
5 特別土地保有税	1	3 戸籍住民基本台帳費	63,706
6 入湯税	37,000	4 選挙費	22,531
7 都市計画税	84,843	5 統計調査費	6,956
2 地方譲与税	81,700	6 監査委員費	19,760
1 地方揮発油譲与税	22,500	3 民生費	2,932,344
2 自動車重量譲与税	57,200	1 社会福祉費	1,672,990
3 特別とん譲与税	2,000	2 児童福祉費	972,389
3 利子割交付金	10,000	3 生活保護費	286,230
1 利子割交付金	10,000	4 災害救助費	735
4 配当割交付金	4,600	4 衛生費	988,106
1 配当割交付金	4,600	1 保健衛生費	195,609
5 株式等譲渡所得割交付金	1,700	2 清掃費	763,466
1 株式等譲渡所得割交付金	1,700	3 上水道費	29,031
6 地方消費税交付金	225,200	5 労働費	132,065
1 地方消費税交付金	225,200	1 労働諸費	132,065
7 ゴルフ場利用税交付金	11,000	6 農林水産業費	309,447
1 ゴルフ場利用税交付金	11,000	1 農業費	181,097
8 自動車取得税交付金	26,900	2 林業費	49,576
1 自動車取得税交付金	26,900	3 水産業費	78,774
9 地方特例交付金	37,000	7 商工費	205,131
1 地方特例交付金	37,000	1 商工費	63,710
10 地方交付税	3,400,000	2 観光費	141,421
1 地方交付税	3,400,000	8 土木費	896,640
11 交通安全対策特別交付金	3,624	1 土木管理費	54,064
1 交通安全対策特別交付金	3,624	2 道路橋りょう費	157,078
12 分担金及び負担金	124,185	3 河川費	20,093

1 分担金	6,110	4 都市計画費	602,792
2 負担金	118,075	5 住宅費	62,613
13 使用料及び手数料	313,301	9 消防費	425,682
1 使用料	142,182	1 消防費	425,682
2 手数料	171,119	10 教育費	734,694
14 国庫支出金	955,338	1 教育総務費	165,452
1 国庫負担金	841,701	2 小学校費	238,322
2 国庫補助金	107,372	3 中学校費	87,302
3 委託金	6,265	4 幼稚園費	82,729
15 府支出金	794,868	5 社会教育費	136,344
1 府負担金	313,614	6 保健体育費	24,545
2 府補助金	435,388	11 公債費	1,714,267
3 委託金	45,866	1 公債費	1,714,267
16 財産収入	45,521	12 予備費	13,460
1 財産運用収入	31,939	1 予備費	13,460
2 財産売却収入	13,582		
17 寄附金	10,200		
1 寄附金	10,200		
18 繰入金	182,789		
1 基金繰入金	182,146		
2 財産区繰入金	643		
19 繰越金	1		
1 繰越金	1		
20 諸収入	1,026,395		
1 延滞金、加算金及び過料	1,000		
2 市預金利子	200		
3 貸付金元利収入	805,594		
4 雑入	219,601		
21 市債	603,312		
1 市債	603,312		
歳入合計	10,527,642	歳出合計	10,527,642

2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	16,700 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
森林整備事業	1,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
道路整備事業	6,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上



河川整備事業	10,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
急傾斜地崩壊 対策事業	5,400 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
都市下水路整 備事業	4,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
排水機場整備 事業	2,700 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
駐車場整備事 業	13,500 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
公営住宅整備 事業	7,700 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
辺地対策事業	18,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
過疎対策事業	97,500 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
公共土木施設 災害復旧事業	400 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策 債	419,712 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
計	603,312			

## 平成23年度宮津市土地建物造成事業特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 事業収入	48,842	1 総務費	399
1 土地建物造成事業収入	48,842	1 総務管理費	399
2 国庫支出金	4,050	2 事業費	11,385
1 国庫補助金	4,050	1 事業費	11,385
3 財産収入	1,366	3 公債費	114,845
1 財産運用収入	1,366	1 公債費	114,845
4 市 債	73,500	4 予備費	1,129
1 市 債	73,500	1 予備費	1,129
歳 入 合 計	127,758	歳 出 合 計	127,758

## 2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
宅地分譲事業	73,500  ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行  ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内  ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

## 平成23年度宮津市国民健康保険事業特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 国民健康保険税	553,671	1 総務費	32,234
1 国民健康保険税	553,671	1 総務管理費	29,087
2 使用料及び手数料	300	2 徴 税 費	2,858
1 手 数 料	300	3 運営協議会費	289
3 国庫支出金	584,321	2 保険給付費	1,801,047
1 国庫負担金	425,899	1 療養諸費	1,600,155
2 国庫補助金	158,422	2 高額療養費	184,765
4 療養給付費等交付金	113,563	3 移 送 費	20
1 療養給付費等交付金	113,563	4 出産育児諸費	12,607
5 前期高齢者交付金	743,558	5 葬祭諸費	2,000
1 前期高齢者交付金	743,558	6 精神・結核医療付加金	1,500
6 府支出金	86,492	3 後期高齢者支援金等	293,873
1 府負担金	13,763	1 後期高齢者支援金等	293,873
2 府補助金	72,729	4 前期高齢者納付金等	854
7 共同事業交付金	292,022	1 前期高齢者納付金等	854
1 共同事業交付金	292,022	5 老人保健拠出金	34
8 財産収入	1	1 老人保健拠出金	34
1 財産運用収入	1	6 介護納付金	136,239
9 繰入金	201,335	1 介護納付金	136,239
1 他会計繰入金	132,335	7 共同事業拠出金	263,831
2 基金繰入金	69,000	1 共同事業拠出金	263,831
10 繰越金	1	8 保健事業費	44,739
1 繰越金	1	1 特定健康診査等事業費	22,378
11 諸収入	2,155	2 保健事業費	22,361
1 延滞金、加算金及び過料	2	9 公債費	450
2 預金利子	1	1 公債費	450
3 雑入	2,152	10 諸支出金	1,633
		1 償還金及び還付加算金	1,632
		2 延滞金	1
		11 予備費	2,485
		1 予備費	2,485
歳入合計	2,577,419	歳出合計	2,577,419

## 平成23年度宮津市後期高齢者医療特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 保険料	209,215	1 総務費	2,961
1 後期高齢者医療保険料	209,215	1 総務管理費	2,280
2 使用料及び手数料	10	2 徴 収 費	681

1 手数料	10	2 後期高齢者医療広域連合納付金	276,729
3 繰入金	70,864	1 後期高齢者医療広域連合納付金	276,729
1 一般会計繰入金	70,864	3 保健事業費	694
4 繰越金	100	1 健康保持増進事業費	694
1 繰越金	100	4 諸支出金	500
5 諸収入	1,195	1 償還金及び還付加算金	500
1 延滞金、加算金及び過料	1	5 予備費	500
2 償還金及び還付加算金	500	1 予備費	500
3 雑入	694		
歳入合計	281,384	歳出合計	281,384

## 平成23年度宮津市介護保険事業特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 保険料	339,937	1 総務費	53,347
1 介護保険料	339,937	1 総務管理費	31,460
2 使用料及び手数料	26	2 徴収費	1,217
1 手数料	26	3 介護認定審査会費	20,670
3 国庫支出金	562,497	2 保険給付費	2,100,060
1 国庫負担金	373,956	1 介護サービス等諸費	1,819,752
2 国庫補助金	188,541	2 介護予防サービス等諸費	125,544
4 支払基金交付金	632,259	3 高額介護サービス等費	31,440
1 支払基金交付金	632,259	4 高齢医療合算介護サービス等費	6,000
5 府支出金	315,471	5 特定入所者介護サービス等費	117,324
1 府負担金	308,563	3 地域支援事業費	37,347
2 府補助金	6,908	1 介護予防事業費	7,470
6 財産収入	4	2 包括的支援事業・任意事業費	29,877
1 財産運用収入	4	4 基金積立金	4
7 繰入金	327,051	1 基金積立金	4
1 一般会計繰入金	322,082	5 公債費	1
2 基金繰入金	4,969	1 公債費	1
8 繰越金	15,000	6 諸支出金	402
1 繰越金	15,000	1 延滞金	1
9 諸収入	7	2 償還金及び還付加算金	401
1 延滞金、加算金及び過料	3	7 予備費	1,091
2 預金利子	1	1 予備費	1,091
3 雑入	3		
歳入合計	2,192,252	歳出合計	2,192,252

## 平成23年度宮津市介護予防支援事業特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額

1 サービス収入	12,540	1 総務費	5,506
1 予防給付費収入	12,540	1 総務管理費	5,506
2 繰越金	9,000	2 事業費	8,092
1 繰越金	9,000	1 介護予防支援事業費	8,092
3 諸収入	1	3 予備費	8,006
1 雑入	1	1 予備費	8,006
歳入合計	21,541	歳出合計	21,541

平成23年度宮津市簡易水道事業特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 分担金及び負担金	399	1 総務費	3,307
1 負担金	399	1 総務管理費	3,307
2 事業収入	105,265	2 事業費	212,940
1 事業収入	105,044	1 維持管理費	76,586
2 手数料	221	2 拡張改良費	136,354
3 国庫支出金	28,887	3 公債費	75,975
1 国庫補助金	28,887	1 公債費	75,975
4 府支出金	8,252	4 予備費	694
1 府補助金	8,252	1 予備費	694
5 財産収入	1		
1 財産売払収入	1		
6 繰入金	29,000		
1 一般会計繰入金	29,000		
7 繰越金	10		
1 繰越金	10		
8 諸収入	4,202		
1 延滞金、加算金及び過料	1		
2 預金利子	1		
3 雑入	4,200		
9 市債	116,900		
1 市債	116,900		
歳入合計	292,916	歳出合計	292,916

2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	43,800 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

辺地対策事業	19,300 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
過疎対策事業	43,800 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
借換	10,000 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
計	116,900			

## 平成23年度宮津市下水道事業特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 分担金及び負担金	26,122	1 総務費	19,436
1 負担金	26,122	1 総務管理費	19,436
2 使用料及び手数料	274,771	2 事業費	781,163
1 使用料	273,847	1 維持管理費	307,224
2 手数料	924	2 施設整備費	473,939
3 国庫支出金	168,000	3 公債費	712,381
1 国庫補助金	168,000	1 公債費	712,381
4 繰入金	494,679	4 予備費	763
1 一般会計繰入金	490,000	1 予備費	763
2 他会計繰入金	4,679		
5 繰越金	10		
1 繰越金	10		
6 諸収入	2,061		
1 延滞金、加算金及び過料	10		
2 預金利子	1		
3 雑入	2,050		
7 市債	548,100		
1 市債	548,100		
歳入合計	1,513,743	歳出合計	1,513,743

## 2 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	263,600 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
流域下水道事業	151,800 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
過疎対策事業	132,700 (ただし書同上)	同 上	同 上	同 上
計	548,100			

## 平成23年度宮津市休日応急診療所事業特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 診療収入	11,466	1 休日応急診療所費	18,354
1 診療収入	11,466	1 診療所費	18,354
2 使用料及び手数料	1	2 公債費	2,564
1 手数料	1	1 公債費	2,564
3 繰入金	3,611	3 予備費	301
1 一般会計繰入金	3,611	1 予備費	301
4 繰越金	1,000		
1 繰越金	1,000		
5 諸収入	5,141		
1 雑入	5,141		
歳入合計	21,219	歳出合計	21,219

## 平成23年度宮津市上宮津財産区特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	1,495	1 総務費	2,694
1 財産運用収入	1,495	1 総務管理費	2,694
2 繰入金	218	2 造林事業費	5,349
1 一般会計繰入金	218	1 造林事業費	5,349
3 繰越金	200	3 予備費	139
1 繰越金	200	1 予備費	139
4 諸収入	6,269		
1 預金利子	1		
2 受託事業収入	5,270		
3 雑入	998		
歳入合計	8,182	歳出合計	8,182

## 平成23年度宮津市由良財産区特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	91	1 総務費	94
1 財産運用収入	91	1 総務管理費	94
2 繰越金	300	2 予備費	298
1 繰越金	300	1 予備費	298
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	392	歳出合計	392

## 平成23年度宮津市栗田財産区特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	446	1 総務費	654
1 財産運用収入	446	1 総務管理費	654
2 繰越金	400	2 造林事業費	1,074
1 繰越金	400	1 造林事業費	1,074
3 諸収入	1,051	3 予備費	169
1 預金利子	1	1 予備費	169
2 受託事業収入	1,050		
歳入合計	1,897	歳出合計	1,897

## 平成23年度宮津市吉津財産区特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	661	1 総務費	341
1 財産運用収入	661	1 総務管理費	341
2 繰越金	900	2 予備費	1,221
1 繰越金	900	1 予備費	1,221
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	1,562	歳出合計	1,562

## 平成23年度宮津市世屋財産区特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	46	1 総務費	155
1 財産運用収入	46	1 総務管理費	155
2 繰越金	100	2 予備費	37
1 繰越金	100	1 予備費	37
3 諸収入	46		
1 預金利子	1		
2 雑入	45		
歳入合計	192	歳出合計	192

## 平成23年度宮津市養老財産区特別会計予算

## 1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		歳 出	
款 項	金 額	款 項	金 額
1 財産収入	533	1 総務費	834
1 財産運用収入	533	1 総務管理費	834

2 繰越金	500	2 予備費	236
1 繰越金	500	1 予備費	236
3 諸収入	37		
1 預金利子	1		
2 雑入	36		
歳入合計	1,070	歳出合計	1,070

平成23年度宮津市日ヶ谷財産区特別会計予算

1 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳入		歳出	
款項	金額	款項	金額
1 財産収入	51	1 総務費	79
1 財産運用収入	51	1 総務管理費	79
2 繰越金	100	2 予備費	73
1 繰越金	100	1 予備費	73
3 諸収入	1		
1 預金利子	1		
歳入合計	152	歳出合計	152

平成23年度宮津市水道事業会計予算

1 収益的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款項	金額	款項	金額
1 水道事業収益	332,561	1 水道事業費用	310,265
1 営業収益	323,301	1 営業費用	253,155
2 営業外収益	9,258	2 営業外費用	54,109
3 特別利益	2	3 特別損失	1
		4 予備費	3,000

2 資本的収入及び支出

(単位：千円)

収入		支出	
款項	金額	款項	金額
1 資本的収入	169,508	1 資本的支出	291,807
1 企業債	167,700	1 建設改良費	196,446
2 負担金	1,808	2 企業債償還金	94,361
		3 予備費	1,000

3 企業債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設等整備事業	152,600	証書借入又は証券発行	6.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。
	ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに	ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円に	ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償



	加算した額	つき98円50銭以上とする。	の利率	還又は低利に借換えることができる。
借換	15,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上
計	167,700			

\* \* \*

宮津市告示第119号

平成23年4月1日付け宮津市告示第49号で告示した宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務の委託を、次により解除したので告示する。

平成23年8月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 委託を解除した者の住所及び氏名  
住所 宮津市字江尻351番地  
氏名 株式会社おおうち
- 2 委託を解除した期日 平成23年7月31日

\* \* \*

宮津市告示第120号

平成23年4月1日付け宮津市告示第53号で告示した大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務の委託を、次により解除したので告示する。

平成23年8月1日

宮津市長 井上正嗣

- 1 委託を解除した者の住所及び氏名  
住所 宮津市字江尻351番地  
氏名 株式会社おおうち
- 2 委託を解除した期日 平成23年7月31日

公 告

宮津市公告第22号

市有土地売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成23年7月15日

宮津市長 井上正嗣

- 1 入札に付する事項  
(1) 売払物件

区分番号	財産名称	所在地	種類	面積 (公簿面積)	予定価格 (最低売却価格)	入札保証金
23-3-不動産1	つつじが丘-1	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1092番地	宅地	184.62㎡	7,290,000円	365,000円
23-3-不動産2	つつじが丘-2	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1187番地	宅地	216.66㎡	8,581,000円	430,000円
23-3-不動産3	つつじが丘-3	宮津市字獅子崎小字 つつじが丘1168番地	宅地	217.96㎡	8,511,000円	426,000円

- (2) 売払に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできない。

イ 宮津市つつじが丘団地建築協定を遵守すること。

ウ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

## 2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

### (1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により平成23年7月15日（金）午後1時から平成23年8月3日（水）午後2時までの間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

### (2) 本申込み

(1)による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

#### ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成23年8月16日（火）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

#### イ 申込場所

宮津市字柳縄手345番地の1

宮津市建設室建築住宅係

#### ウ 提出書類

① 入札参加申込書

② 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）

③ 印鑑証明書

④ 郵送により申し込む場合は、簡易書留とすること。（平成23年8月16日（火）までの消印があるものを有効とする。）なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

## 3 入札期間、開札日時及び場所

(1) 入札期間 平成23年8月18日（木）午後1時から平成23年8月25日（木）午後1時まで

(2) 開札日時 平成23年8月25日（木）午後1時

(3) 開札場所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。

## 4 入札の方法

(1) 入札は、平成23年7月15日（金）から平成23年8月16日（火）の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。

(2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。

(3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。

## 5 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の5の額（千円未満切上げ）とする。

(2) 入札希望者は、クレジットカード及び宮津市が指定する銀行口座へ振込みにより入札保証金を納付しなければならない。

(3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。

(4) 落札者の納付した入札保証金は、落札者が本契約を締結しない場合を除き、契約締結後返還する。ただし、本人の申出により第1回納付金に充当することができる。

(5) 入札保証金には、利子は付与しない。

## 6 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

## 7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ほか、次に掲げる者
  - ア 当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者  
注）「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - ウ 次のいずれかに該当する者
    - （ア）法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者  
注）役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
    - （イ）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
    - （ウ）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
    - （エ）暴力団又は暴力団員と社会的に避避されるべき関係を有している者
    - （オ）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (3) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員
- (5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (6) 宮津市が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができない者
- (7) 本公告2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みを行っていない者

## 8 落札者の決定

予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

## 9 契約の締結

- (1) 落札者は、平成23年9月12日（月）までに契約を締結すること。
- (2) 落札者は、契約締結の日から7日以内に第1回納付金として売買代金に100分の5を乗じて得た額（千円未満の端数を切り上げた額）を宮津市へ納付すること。
- (3) 落札者は、第2回納付金として売買代金から第1回納付金を控除した額を、平成23年10月12日（水）までに宮津市へ納付すること。
- (4) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、第1回納付金は宮津市に帰属し、返還しない。

## 10 権利義務譲渡の禁止

落札及び契約上の権利義務は、第三者に譲渡できない。ただし、落札者を含む共有名義での契約は、可能なものとする。

## 11 その他

入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則、つつじが丘団地宅地分譲に関する規則（平成17年規則第5号）に定めるところによる。

## 12 入札に関する問い合わせ先・郵送先

〒626-8501 宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市建設室建築住宅係  
電話 0772-45-1631

\* \* \*

## 宮津市公告第23号

市有土地・建物売払について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）第104条の規定により公告する。

平成23年7月15日

宮津市長 井上正嗣

## 1 入札に付する事項

## (1) 売払物件

区分 番号	財産 名称	所在地	種類	面積	予定価格 (最低売却価格)
23-3-不 動産4	柳縄手	宮津市字柳縄手325番11	宅地	281.19㎡	18,671,000円
23-3-不 動産5	馬場先 ①	宮津市字宮村小字馬場先1300番1	宅地	276.58㎡	13,342,000円
23-3-不 動産8	鶴賀①	宮津市字鶴賀2079番3	宅地	162.79㎡	9,734,000円
23-3-不 動産9	鶴賀②	宮津市字鶴賀2079番6	宅地	130.56㎡	8,303,000円
23-3-不 動産13	惣	宮津市字惣小字左惣鼻427番3他 2筆	宅地	194.95㎡	5,318,000円
			建物	延べ床(33.84㎡)	
23-3-不 動産14	東波路	宮津市字波路小字ヲンバ102番46	宅地	196.44㎡	6,757,000円
23-3-不 動産15	喜多	宮津市字喜多小字禮場1291番3	宅地	133.86㎡	3,855,000円
			建物	延べ床(85.18㎡)	
23-3-不 動産16	須津商 業地	宮津市字須津2665番19	宅地	236.90㎡	9,096,000円

## (2) 売却に関する条件

ア 売払物件は現状有姿で、登記簿の面積（未登記の建物は市において記載した面積）によるものとし、実測面積と違いが生じても、売買代金の精算は行わない。

入札後において、数量の増減又はかしの発見による売買代金の変更、損害賠償の請求又は契約の解除の申出はできないものであること。

イ 区分番号23-3-不動産13及び23-3-不動産15の建物（23-3-不動産15は未登記）は、築後年数を経過しており、摩耗・老朽化しているため、現状のままでの使用は困難と判断される。

ウ 用途指定 区分番号23-3-不動産4、23-3-不動産5、23-3-不動産8、23-3-不動産9、23-3-不動産13、23-3-不動産14及び23-3-不動産15は無。ただし、落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供する恐れがあると認められるときは、契約を締結しない場合がある。区分番号23-3-不動産16は有。商業目的での活用に限る。

エ 物件に係る法的規制、現況その他必要な事項は、各自で調査すること。

## 2 入札の参加申込み

入札に参加しようとする者（以下「入札希望者」という。）は、次により参加申込みをする。

## (1) 仮申込み

入札希望者は、あらかじめヤフー株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）により平成23年7月15日（金）午後1時から平成23年8月3日（水）午後2時までの間に参加の仮申込みの手続を行うこと。

## (2) 本申込み

(1)による参加の仮申込み手続完了後、次により参加を申し込むこと。なお、申込みにあたっては入札保証金を納付しなければならない。

## ア 申込期間

入札参加の仮申込み手続完了後、平成23年8月16日（火）までの毎日午前9時から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

## イ 申込場所

宮津市字柳縄手345番地の1  
宮津市財務室管財契約係

ウ 提出書類

- ① 入札参加申込書
- ② 住民票の写し（法人の場合は、商業登記簿謄本）
- ③ 印鑑証明書
- ④ 郵送により申し込む場合は、簡易書留とすること。（平成23年8月16日（火）までの消印があるものを有効とする。）なお、申込書の記載不備や提出書類が具備されていないものについては、受け付けない。

3 入札期間、開札日時及び場所

- (1) 入札期間 平成23年8月18日（木）午後1時から平成23年8月25日（木）午後1時まで
- (2) 開札日時 平成23年8月25日（木）午後1時
- (3) 開札場所 入札、開札ともに公有財産売却システムによる。

4 入札の方法

- (1) 入札は、平成23年7月15日（金）から平成23年8月16日（火）の間に入札の参加申込み及び入札保証金の納付を完了し、入札参加資格が確認できた者（以下「入札者」という。）のみによって行う。
- (2) 入札者は、入札期間中に公有財産売却システムにより入札価格を登録する。なお、この登録は、1回に限り行うことができる。
- (3) 持参及び郵送による入札書の提出は、認めない。なお、代理人により入札をしようとするときは、委任状の提出が必要であること。

5 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、予定価格の100分の5の額（千円未満切上げ）とする。
- (2) 入札希望者は、クレジットカード及び宮津市が指定する銀行口座へ振込みにより入札保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札保証金は、落札者のものを除き入札期間終了後返還する。
- (4) 落札者が本契約を締結しないとき（落札後、本公告7各号に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第4項の規定により、入札保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。
- (5) 入札保証金には、利子は付与しない。

6 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び資格の確認について虚偽の申請を行った者の入札は、無効とする。

7 入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）ほか、次に掲げる者
  - ア、当該物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者  
注）「これに類するもの」とは、公の秩序又は善良な風俗に反する目的その他社会通念上不適切と認められるものをいう。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ウ 次のいずれかに該当する者

- (ア) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者  
注) 役員等とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。
- (イ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者  
(オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- (3) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者  
(4) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体及び当該団体の役員及び構成員  
(5) 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する者  
(6) 宮津市が定めるガイドライン及びヤフー株式会社が定めるオークションに関連する規約及び各種ガイドラインの内容を承諾し、及び遵守することができない者  
(7) 本公告2により、あらかじめ一般競争入札への参加の申込みを行っていない者
- 8 落札者の決定  
予定価格以上で、最高の価格で入札をした者を落札者とする。ただし、最高価格の入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。
- 9 契約の締結  
(1) 落札者は、平成23年9月12日（月）までに契約を締結すること。  
(2) 落札者は、契約保証金として本公告5入札保証金の入札保証金を充当するものとする。  
(3) 契約不履行を理由に宮津市が契約を解除した場合は、契約保証金は宮津市に帰属し、返還しないものであること。  
(4) 落札者は、売買代金から契約保証金を控除した額を、平成23年10月12日（水）までに宮津市に納付すること。  
(5) 契約保証金には、利子は付与しないものであること。
- 10 権利義務譲渡の禁止  
落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。
- 11 その他  
入札及び契約に関して必要な事項は、地方自治法、地方自治法施行令、宮津市財務規則に定めるところによる。
- 12 入札に関する問合せ先・郵送先  
〒626-8501 宮津市字柳縄手345-1  
宮津市財務室管財契約係  
電話 代表 0772-22-2121 内線230  
直通 0772-45-1611

## 教育委員会

### 《告示》

宮津市教育委員会告示第8号

平成21年3月31日付け宮津市教育委員会告示第8号により承認告示を行った重要文化財旧三上家住宅の利用料金について、観覧に係る利用料金の変更を、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第5条第2項の規定により次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年7月14日

宮津市教育委員会  
委員長 上羽 堅 一

### 1 変更後の利用料金

## 観覧

区分	個人 (1人1回につき)	団体 (1人1回につき)
一般	350円	300円
小学生及び 中学生	250円	200円

## 備考

- 1 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 2 団体とは、15人以上のものをいう。
- 3 学齢に達しない者については、利用料金を徴収しない。
- 4 指定管理者が発行する証明書（宿泊者優待券）を所持する者が重要文化財旧三上家住宅を観覧した場合の利用料金は、上表の規定にかかわらず、次の表に定める額とする。

区分	個人 (1人1回につき)
一般	300円
小学生及び中学生	200円

## 2 適用年月日

平成23年7月15日

\* \* \*

宮津市教育委員会告示第9号

平成23年第8回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成23年7月20日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 日 時 平成23年7月29日（金）午前10時

2 場 所 宮津市役所 第6会議室

\* \* \*

## 《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

庁中一般  
各教育機関

宮津市学校子ども・地域安全見守り隊感謝状贈呈要綱を次のように定める。

平成23年7月12日

宮津市教育委員会

教育長 横 山 光 彦

宮津市学校子ども・地域安全見守り隊感謝状贈呈要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して子どもの安心安全の確保を推進し、これを支えるボランティアの拡大を図るため、地域住民や保護者等の日常的かつ献身的な自主活動の功績を称え、当該功績のあったものに対し、宮津市学校子ども・地域安全見守り隊感謝状（以下「感謝状」という。）を贈呈することについて、必要な事項を定めるものとする。

## (贈呈の対象)

第2条 感謝状は、宮津市立小学校における学校安全ボランティアとして、おおむね5年以上子どもの安全活動に携わった個人、団体及び事業者に贈呈するものとする。

## (活動期間の計算)

第3条 前条に規定する活動期間の計算は、毎年4月1日を基準とする。

- 2 活動期間の算定において、継続しない活動期間がある場合は、その前後の期間を通算する。
- 3 団体の場合の活動期間の計算は、第1項の規定にかかわらず、当該団体の設立した月を基準とすることができる。

(被贈呈者の決定等)

第4条 感謝状の被贈呈者は、学校長の内申に基づき教育長が決定する。

- 2 感謝状は、原則として学校長を通じて贈呈する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、感謝状等の様式その他必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年7月12日から施行する。
- 2 平成23年度については、平成23年4月1日を基準として活動期間の計算を行い、この要綱の施行の日後において感謝状の贈呈を行うものとする。

## 選挙管理委員会

### 《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第31号

宮津市農業委員会委員一般選挙の期日及び選挙すべき定数を、次のように定める。

平成23年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 尾 美智子

- 1 選挙の期日 平成23年7月10日
- 2 選挙すべき定数 18人

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第32号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長及び選挙長職務代理者を、次のとおり選任した。

平成23年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 尾 美智子

選挙長

住 所 <以下掲示済>

氏 名 堀 口 善 一

選挙長職務代理者

住 所 <以下掲示済>

氏 名 和田野 喜 一

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第33号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙において用いる投票用紙の様式を、次のように定める。

平成23年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前 尾 美智子



(表)

(裏)

宮津市選挙管理委員会 一般選挙票

(注意)

一 候補者の氏名は、欄内に「人」を記入し、  
二 候補者でない者の氏名は、書かないこと

候補者氏名

Blank area for the reverse side of the ballot.

宮津市選挙管理委員会 一般選挙票

点  
字  
投  
票

Blank area for the reverse side of the ballot.

備考 投票用紙はピンク色とし、文字は黒色刷込式とする。

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第34号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成23年7月3日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
〃 2 〃	上宮津地区公民館	〃 小田231番地
〃 3 〃	栗田地区公民館	〃 上司1345番地
〃 4 〃	由良地区公民館	〃 由良1289番地の1
〃 5 〃	吉津地区公民館	〃 須津1031番地
〃 6 〃	府中地区公民館	〃 中野678番地
〃 7 〃	日置地区公民館	〃 日置1428番地
〃 8 〃	世屋地区公民館	〃 下世屋1563番地
〃 9 〃	宮津市デイサービスセンターせんごく	〃 岩ヶ鼻38番地
〃 10 〃	日ヶ谷地区公民館	〃 日ヶ谷5126番地

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第35号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成23年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第36号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成23年7月3日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

- 1 日時 平成23年7月11日 午前9時
- 2 場所 宮津市役所応接室

\* \* \*

宮津市選挙管理委員会告示第37号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙において、当選した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

平成23年7月11日

宮津市選挙管理委員会  
委員長 前尾 美智子

住所	氏名
<以下掲示済>	荻野輝和
〃	藤井忠
〃	田中茂嗣
〃	中田匠
〃	大槻幸正
〃	有田吉治
〃	大銅美則
〃	小嶋保徳
〃	三宅秀信
〃	大江勝
〃	橋本忠
〃	小畑馨
〃	石田幸生
〃	上前康視
〃	伊藤貞夫
〃	溝口兵一郎
〃	小松豊孝
〃	彦坂正則

\* \* \*

## 《宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示》

宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第1号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務を行う場所は、宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内とする。

平成23年7月3日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 堀 口 善 一

\* \* \*

宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第2号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙における選挙立会人となるべき者につきくじを行う日時及び場所を、次のように定める。

平成23年7月3日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 堀 口 善 一

- 1 日 時 平成23年7月7日 午後6時
- 2 場 所 宮津市役所応接室

\* \* \*

宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第3号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙の候補者として、次のとおり届出があった。

平成23年7月3日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 堀 口 善 一

届出受理番号	届出年月日	届出の別	候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業
1	平成 23. 7. 3	推薦 届出	野 輝 和	<以下掲 示済>	<以下掲 示済>	<以下掲 示済>	無所属	農業
2	平成 23. 7. 3	推薦 届出	藤 井 忠	"	"	"	無所属	農業
3	平成 23. 7. 3	本人 届出	田 中 茂 嗣	"	"	"	無所属	農業
4	平成 23. 7. 3	推薦 届出	中 田 匠	"	"	"	無所属	農業
5	平成 23. 7. 3	推薦 届出	大 槻 幸 正	"	"	"	無所属	農業
6	平成 23. 7. 3	本人 届出	有 田 吉 治	"	"	"	無所属	農業
7	平成 23. 7. 3	推薦 届出	大 銅 美 則	"	"	"	無所属	農業
8	平成 23. 7. 3	本人 届出	小 嶋 保 徳	"	"	"	無所属	農業
9	平成 23. 7. 3	推薦 届出	三 宅 秀 信	"	"	"	無所属	農業

10	平成 23. 7. 3	本人 届出	大江 勝	〃	〃	〃	無所属	農業
11	平成 23. 7. 3	本人 届出	橋本 忠	〃	〃	〃	無所属	農業
12	平成 23. 7. 3	推薦 届出	小畑 肇	〃	〃	〃	無所属	農業
13	平成 23. 7. 3	推薦 届出	石田 幸生	〃	〃	〃	無所属	漁業
14	平成 23. 7. 3	本人 届出	上筋 康視	〃	〃	〃	無所属	農業
15	平成 23. 7. 3	本人 届出	伊藤 賢夫	〃	〃	〃	無所属	農業
16	平成 23. 7. 3	推薦 届出	溝口 兵一郎	〃	〃	〃	無所属	農業
17	平成 23. 7. 3	推薦 届出	小松 豊等	〃	〃	〃	無所属	農業
18	平成 23. 7. 3	推薦 届出	彦坂 正則	〃	〃	〃	無所属	農業

\*\*\*

宮津市農業委員会委員一般選挙選挙長告示第4号

平成23年7月10日執行の宮津市農業委員会委員一般選挙において届出のあった候補者が選挙すべき委員の定数を超えないため、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第100条第4項の規定により、投票を行わない。

平成23年7月3日

宮津市農業委員会委員一般選挙  
選挙長 堀口 善一